

分 離 受 注 設 備 工 事

現 場 共 益 費 協 定 書

社団法人 福島県建設業協会

社団法人 福島県電設業協会

福島県管工事協同組合連合会

協 定 書

本協定は、諸官公庁（公社・公団等を含む）および一般民間発注の建築工事において、主体工事と設備工事が分離発注された場合の共益費について定めるものであり、主体工事業者と設備工事業者が当該現場において、相互信頼のもとに信義を守り、誠実にそれぞれの作業を履行することにより、工事の円滑な進捗を図ることを目的として締結するものである。

本協定は昭和58年4月1日以降において契約された工事から適用する。

記

○共 益 費 率

設備工事請負額が

- (1) 5,000万円までは2%とする。
- (2) 5,000万円を超える部分については1.7%とし、(1)に加算する。

第1章 現場共益費の性格について

最近、建築技術の専門化、細分化ということもあり、設備工事が建築主体工事より分離発注されるケースが非常に多くなっている。

しかしながら、分離発注の場合であっても、建築主体工事業者にとっては本体工事と設備の調整、管理などの業務が従来の総合発注の場合と同様残っており、工事原価の増高は避けられない現況にある。

このことから、独立した人格のもとに受注設備業者が契約を履行するに当たって、建築主体工事業者の仮設の供与を受けたり、管理上の受益のある時に補償する諸費のことを現場共益費とする。

第2章 現場共益費の内容について

現場共益費は雑多な現場の条件にも拘らず一定の分率を定めて徴収するのであるから、ここにその対象となる内容を以下に明確にする。

1. 仮設足場損料

建築主体工事業者が架設した各種足場を使用することによる損料。

2. 型枠損料

建築主体工事業者において架設した型枠の貫通、機器ボックス、その他の取付けのための軽微な破損修理費。

3. 配筋手直料

配筋後における設備工事施工に伴う軽微な鉄筋の乱れ直し。

4. 照明、用水、電話等に関するもの

場内の一般照明、用水、電話等の設備に要した費用の一部に充当される。

ただし、上記設備に多額の費用を要する等、特別な事情がある場合は別に協議する。

5. 安全衛生に関するもの

(1) 労働安全衛生法にいう統括安全衛生責任者として必要に応じて安全・衛生委員会の開催に要する費用。

(2) 場内における危険ヶ所の指示、道路の表示、作業区間の巡視、作業手順の統制などの費用の一部に充当。

6. 総合労務統制費

建築主体工事業者と設備業者の労務配置、作業時間など調整して労務者間の紛争を防止し、手戻工事などの防止をする業務に充当する。特に作業時間については、設備工事の労務者のみが休日労働及び夜間作業の連続を強いられることなく、設備業者が要求された工期内に竣工できるよう工程管理上の協力をする。

7. 環境衛生費

労務者用便所、洗面所などの建設費の一部と衛生管理に関する費用に充当。

8. 総合管理費に関するもの

(1) 資材搬入路の維持管理に関する費用の一部と屋外埋設物工事などで進入路が中断される場合の搬入工程の指示、迂回路の確保などの諸費に充当。

ただし、特別な事情がある場合は別に協議する。

(2) 隠べい、打込み、埋設、貫通などをはじめ、一般的な「納り」などの調整、「現場基準墨」などの施工に要する諸費に充当。

- (3) 現場作成図面等閲覧、交付までに要する費用の一部に充当。
ただし、図面の焼付け代金は含まない。
- (4) 使用材の性能により火気禁、水気禁、積載禁などの表示をして、工事中の破損を防止し、設備業者に必要な養生、仕様を指示点検する業務に充当。
- (5) 敷地周囲の板囲、建物の盗難防止の戸締り費用、無用者の侵入防止等の業務の一部に充当。

第3章 別途精算に関する諸費用

第2章1～8項以外の下記の各項は共益費の対象外として、当事者間において協議の上、別途精算するものとする。

- (1) 足場、型枠等の仮設物件または建築仕上げの破損の補償。
- (2) 工事現場における設備業者のみの仮設の照明、動力水道、電話等の使用料金、各種燃料費。
- (3) 特に、安全協議会を設置した場合の運営に関する費用。
- (4) 工事現場において、特にガードマンを必要とする場合の費用。
- (5) 5の(2)以外で、設備業者が単独で工事を行う場合の危険表示、監視人の配置等、安全の指導、指示の費用。
- (6) 工事現場搬入路の新設費（設計に計上されている場合を除く）及び搬入路を著しく破損した場合の補修費。
- (7) リフト等、揚重機を使用する場合の費用。
- (8) 屋内外設備工事によって生じた残土処分及び地均工事費、清掃費、その他。
- (9) 建築設計図に明記されていない配管用スリーブ及び配管のための各種補強並びに設備用各種箱入に要する費用。
- (10) 式典費

第4章 その他の事項

(1) 協定の徹底

この協定交換の目的はあくまでも現場工事遂行の円滑化をはかるためのものであり、従って、当事者間の経営者及び現場代理人、職方に至るまで、協定の趣旨を十分理解し、協力するよう努力するものとする。

(2) 適用範囲

この協定は、(社)福島県建設業協会、(社)福島県電設業協会、並びに福島県管工事協同組合連合会に所属する会員、または組合員が福島県内で施工する公共工事及び民間工事に適用する。

(3) 現場共益費支払方法

設備業者は、着工時に現場共益費の負担額の $1/2$ を支払い、工期の $1/2$ 経過時にその残額を支払うものとする。

ただし、現場共益費負担額が20万円未満の場合は着工時に全額を支払うものとする。

(4) 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とし、協定当事者間において、双方またはいずれか一方から改訂または廃止の申し出がない時は引続き2年間有効とし、その後も同様とする。

(5) 疑義等

この協定の事項に疑義が生じた時、或いはこの協定に定めのない事項について協議の必要が生じた時は、その都度協定当事者、誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

(6) 紛争調停委員会の設置

協定違反による紛争を解決するため、紛争調停委員会を設けるも

のとする。

委員会の構成運営に関する事項は別に定める。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者捺印の上それぞれ1通を保有する。

以 上

昭和58年3月14日

社団法人 福島県建設業協会
会 長 菅 家 忠 男 ㊟

社団法人 福島県電設業協会
会 長 坂 本 博 太 郎 ㊟

福島県管工事協同組合連合会
会 長 吉 川 信 一 ㊟